

2 逗まち発第 134 号  
2020 年（令和 2 年）12 月 1 日

南関東防衛局長

逗子市長 桐ヶ谷 寛



池子住宅地区及び海軍補助施設における  
消防署新設工事の逗子市条例の適用について（回答）

2020 年（令和 2 年）11 月 27 日付け南防調調第 337 号で依頼された標記の件について、  
別添のとおり協議いたしたく回答します。

事務担当：環境都市部まちづくり景観課 今井  
電話：046-873-1111(内線 461)

池子住宅地区及び海軍補助施設における  
消防署新設工事の逗子市条例の適用について（別添）

○逗子市まちづくり条例（以下、「まちづくり条例」という。）の適用について

本件事業は国が事業主体であることから、まちづくり条例第 54 条に基づく「国等の特例」に該当するものとして取り扱い、協議によって必要な手続きを定めることとします。

○まちづくり条例第 5 章の規定の適用について

1. 開発事業の手続きについて

次の(1)～(5)に掲げる事項を適用するものとして協議をします。

(1)第 21 条 開発事業事前相談申出書の提出等

事業計画・土地利用計画・予定建築物の構造などを確認する必要から提出をお願いします。

(2)第 22 条 説明会の開催等

周辺 15m の範囲における近隣住民及び周辺 100m の範囲における関係人の有無を確認し、該当者がいる場合は、説明を実施してください。

(3)各課かいとの協議

第 37 条に規定された公共公益施設の整備及び第 39 条に規定された文化財の保護について、各課との協議をしてください。

（下水道課、消防予防課、消防警備課、社会教育課）

(4)第 29 条 着手の届出等

開発事業の実施状況を把握するために提出してください。

(5)第 31 条第 1 項及び第 2 項 工事完了の届出等

届出に応じて完了検査を実施します。

2. 開発事業の基準等について

次の(1)～(3)のとおり取り扱うものとします。

(1)第 47 条 環境保全協力費等

事業の公共公益性が高いことから免除します。

(2)施行規則第 39 条 開発事業の基準(4)駐車場等の設置

米軍池子住宅地区内であり関係者以外の利用は想定されないため、駐車場等の設置の基準は適用しません。

(3)施行規則第 40 条 公共公益施設の整備(3)公園、緑地又は広場

米軍池子住宅地区内であり関係者以外の利用は想定されないため、公園、緑地又は広場の基準は適用しません。

○逗子市の良好な都市環境をつくる条例（以下、「つくる条例」という。）の適用について

本件事業は国が事業主体であることから、つくる条例第 32 条に基づく「国等の特例」に該当するものとして取り扱い、事業用地が神奈川県環境影響評価条例の環境影響評価を実施し供用開始されている区域内であるため、つくる条例に規定する手続きは不要とします。

ただし、環境への影響と対処方法を提示してください。

○逗子市景観条例の適用について

景観法第 16 条第 5 項の規定により、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、特定届出対象行為を要しないため、計画の通知のみで景観条例の手続きは原則不要です。

ただし、第 6 項の規定により、「良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる」ため、逗子市景観条例第 19 条第 1 項及び第 2 項に相当する事項（景観審査委員会の意見を聞きその内容を通知）を行います。